

## 平成28年度 小牧市東部地区人・農地プラン説明会会議録

- 1 開催日時 平成28年11月24日(木)  
午後2時00分～午後3時00分
- 2 開催場所 J A尾張中央本店3階大会議室
- 3 出席者  
【出席を依頼された者】  
市内関係支部長（農業振興地域のある者）：24名  
認定農業者：7名  
農業委員：4名  
多面的機能活動団体：3名  
【事務局】  
小牧市役所地域活性化営業部農政課 余語課長、余語係長、  
木村主事  
J A尾張中央農業振興部 山田部長  
営農企画課 毛利課長
- 4 配布資料  
・次第  
・資料1（人・農地プランとは、人・農地プランの進め方）  
・資料2（農地中間管理事業とは）  
・資料3（小牧市東部人・農地プラン）  
・農地中間管理事業パンフレット（農地中間管理機構発行）
- 5 会議内容  
1. 人・農地プランとは  
2. 農地中間管理事業について  
3. 小牧市東部人・農地プランについて

### 【事務局】

みなさま、本日はお忙しいところ「人・農地プラン説明会」にお越しいただき、誠にありがとうございます。

会を始める前に、皆様方へ配布しております資料の確認をお願いします。会議次第と記載されたものと、農地中間管理事業のカラー刷りのパンフレットの2種類でありますので、お手元がない場合は挙手をお願いします。

また、本日、ご参集頂きましたのは、農業委員の方、認定農業者など担い手農家の方、農振農用地域内に農地がある支部長の方、関係団体の方へお声掛けいたしました。

それでは、ただ今より説明会を始めたいと思います。はじめに小牧市地域活性化営業部農政課長の余語よりあいさつを申し上げます。

### 【余語課長】

改めましてみなさんこんにちは。本日はお忙しい中出席いただきありがとうございます。日頃は小牧市の農業行政にご理解ならびにご協力いただきありがとうございます。

さて、日本の農業の状況については、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加など、多くの問題を抱えております。そのような中で国は、地域が抱えている「人と農地の問題」を解決するために平成24年度より「人・農地プラン」を打ち出し、地域農業の現状や問題点、解決方法を話し合い、5年後、10年後の地域農業のあり方を考えていこうとしています。

また、平成26年度より各都道府県に農地中間管理機構が設置され、農地の出し手から農地を借受け、農業の担い手にまとまりのある形で農地を貸付け、農地集積を促進する制度が始まりました。

後ほど担当より説明がありますので、意見や要望等を寄せていただければと思います。

### 【事務局】

本日は他に、尾張中央農業協同組合農業振興部長山田様、営農企画課長毛利様にご出席いただいておりますので、紹介させていただきます。それでは、議題に入らせていただきます。次第（1）から（3）を一括して担当よりご説明します。なお、最後に質疑応答、意見交換の時間を設けておりますので、ご質問やご意見のある方はそのときをお願いします。

### 【事務局】

本日はお忙しい中お時間をいただきありがとうございます。それでは次第（1）から（3）を、資料1～3と農地中間管理事業パンフレットを使用して説明します。

それではまず、お手元の資料1「人・農地プラン」をご覧ください。

まずこの「人・農地プラン」というものは、それぞれの地域が抱えている「人と農地の問題」を解決するために、平成24年度に国が打ち出した政策です。地域農業の現状や問題点、小牧市においては、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加、ヌートリアやアライグマ、イノシシによる農作物被害などがありますが、問題点について解決方法を話し合い、5年後、10年後の地域農業のあり方を地域全体で考えていこうというものです。

小牧市においても、平成24年度に小牧市人・農地プランを作成しました。そして、平成25年度には小牧市人・農地プランを2つに分割し、果樹が盛んな東部地区と稲作が中心の西部地区に分けました。

次に、プランの要点を3点にまとめましたので、順番に説明致します。

1をご覧ください。「人・農地プランは、人と農地の問題を解決する為の「未来の設計図」とあります。人・農地プランは、市が地域の実情を踏まえて単独で作成したものでは認めてもらうことができません。つまり、地域農家の方々の意見を聞き、地域と行政が協力して作成されたプランでなければ正規のプランとは認められません。

農家の方々と行政が一緒になって、様々な事柄を話し合っていきます。具体的には、今後の地域の中心となる人の選定や、地域農業のあり方などを話し合っていきます。具体例としては、高付加価値化を目指した畑作を推進する、農地集積を進め作業効率化を図る、6次産業化を進めるなどが挙げられます。

次に、2をご覧ください。「人・農地プランには、様々な『メリット措置』があります」。人・農地プランに位置づけられた人は、新たに農業を始めた時に給付金がもらえたり、協力金がもらえる場合があったり、農業用機械等の導入を支援してもらえたり、お金を借りる時に当初5年間無利子化等の支援策が受けられるといったことがあります。

最後に、3をご覧ください。「人・農地プランは、定期的に見直してください」とあります。法律により、1年に1回以上はプランを見直す必要がありますが、新規就農者が出てきた時や、地域の中心となる経営体として法人を立ち上げたタイミングでも見直すことができます。

2ページには、全体のスケジュールを記載しました。本日の説明会は、スケジュールで言うと①座談会の部分になります。今後、本日の説明会（座談会）で出た意見を考慮して修正案を作成し、窓口縦覧を致します。その後、JAや認定農業者等からなる検討会を経てプラン更新となります。議題1は以上です。

それでは、3ページをご覧ください。3ページの項目「1 農地中間管理事業の流れ」の下の四角にも記載のとおり、農地中間管理機構とは、貸し手の農地を一度に借受け、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して受け手に

貸し付ける組織です。

次に4ページをご覧ください。この農地中間管理機構は、平成26年度より設置されたもので、愛知県では、公益財団法人愛知県農業振興基金が農地中間管理機構の指定を受けています。国は、農地中間管理事業により、平成35年度までに、担い手への農地の集積率を8割に引き上げる目標を掲げています。

農地集積と集約化を支援していくためには、各地区での話し合いを行い、適切な人・農地プランが作成されている必要があります。

5ページをご覧ください。項目「3 従来の利用権設定との違いについて」をご覧ください。今回新しくできた農地中間管理事業と、既にある制度との違いが表にまとめております。

小牧市の場合はほとんどが利用権設定で、利用権設定の場合は貸付期間を3年や6年など自分で設定でき、借りたい農地や農地の貸付先を指定できますが、農地中間管理事業の場合は指定ができません。農地の出し手は機構に農地を貸出し、農地の受けては機構にエントリーします。それを機構がマッチングという形で農地の受け手を決めるという制度です。原則として5年以上農地を受け手に貸付ける必要があります、設定までに約3ヶ月かかります。

一方で、農地中間管理機構に農地を貸出した場合、協力金の対象となる場合があります。

それが、下段の項目「4 農地の出し手等に対する支援」をご覧ください。条件を満たせば、農地中間管理機構を利用する事で協力金をもらえる場合があります。協力金は3つあります。

地域の話し合いにより、この地域はこの人が担うと決めて、2割以上の農地（利用権設定を除く）を機構に10年以上預けると、地域にもらえる地域集積協力金と、リタイヤする農家が機構に農地を10年以上預けるときにもらえる経営転換協力金、2筆以上預けるともらえる耕作者集積協力金があります。

6ページですが、項目「5 事業の主なポイント」の借受け基準は記載のとおりです。農地中間管理機構は無条件に全ての農用地を借受けしてくれるわけではありません。

借受けの対象となる農用地は農業振興地域内に限られ、遊休農地や農用地として利用困難な農用地は借受けません。

さらに、貸付け期間は記載のとおり、5年以上（機構集積協力金の対象となるには10年以上）となっており、途中で解除することはできません。一方、これらの要件を満たして、農地中間管理機構を利用した場合に、協力金の対象となる場合があります。

もし農地中間管理機構を利用する場合は、メリットとデメリットがございますので十分にご理解頂いてご利用いただきたいと思います。以上で、議題2の

説明を終わります。

最後に「議題3. 今後の地域農業のあり方等について」説明させていただきます。7ページをご覧ください。

これが、現在の人・農地プランのとなります。このプランは、昨年に東部地区と西部地区での座談会と検討会を実施して作成したものです。まず、1. 今後の地域の中心となる経営体には、文字どおり、地域農業の中心となって農業に牽引いただく方のお名前が記載されます。現段階の小牧市東部、西部人・農地プランでは、地域で活躍されている認定農業者の方を中心に名前を記載させていただいています。小牧市東部人・農地プランについては、現在位置づけられている経営体は14経営体で、うち、桃やぶどうといった果樹が8経営体、稲作のオペレーターさんが3経営体、イチゴやトマトといった施設野菜が2経営体、養鶏が1経営体です。

8ページをご覧ください。

「3. 将来の農地のあり方」については、「農地集積が難しい地域ではあるが、新規就農者や担い手が増加した場合 には農地利用集積を促進し、耕作放棄地解消に取り組めます。」です。次に、「4. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針」に関しては、「新規就農者や担い手が増加した場合には、農地集積の促進を促すため、県や農協と共に連携を図るが、機構活用の要望があれば検討していく」です。

次に、「5. 近い将来農地の出し手となる者と農地」には希望者がいれば、人・農地プランに各項目内容が記載されます。

最後に、一番大切な「6. 今後の地域農業のあり方」が記載されます。当地区が目指す地域農業の形を明記する箇所となります。現在、小牧市としましては、ここに記載してあります内容が、今後の東部地区における農業のあり方として考えています。一度、読み上げます。

「果樹生産が盛んな市東部地域では、耕作面積を拡大すると、作業人員も増加させなければならないため、農地集積を進めることが難しい。そのため、桃栽培サポーター制度を利用した新規就農の促進や担い手の確保に重点を置いた話し合いを進めると共に、新しい品種を導入するなどの高付加価値化の促進や六次産業化の促進も実施する。また、将来、新規就農者や担い手が増加した場合には、農地集積の促進を促すため、県や農協と共に連携を図りながら、地域農業の振興を目指す」

今読み上げたものが、この地区のあり方と考えています。

以上で議題3. の説明を終わります。

**【事務局】**

それでは質疑応答に入らせていただきます。ただいま説明しました内容について、ご意見や質問事項がございましたらその場で挙手し、係がマイクをお持ちしましたら発言して頂きますようお願いいたします。

**【支部長】**

東部地区では農地の所有者が困っているところが多いです。今回農地中間管理事業について説明をいただきましたが、この事業のメリットとデメリットが一目でわかる説明書はありますか。

**【事務局】**

現時点ではそのような説明書は作成しておりませんので、皆さんに配りましたカラー刷りのパンフレットをご覧くださいと思います。そこにはこの事業のメリットとして、機構集積協力金がもらえる場合があるや、固定資産税の軽減措置などがあります。デメリットとして、貸付先や貸借期間を農地の出し手が自由に設定できないことや、耕作が困難な農地は借受できないといったことがあります。今の時点ではこのパンフレットが判りやすいと思います。また、農地中間管理事業について詳しく知りたいという方は市役所にお問い合わせいただければと思います。

**【支部長】**

農地をたくさん持っている方にこのような制度があることを周知することが必要だと思います。農地中間管理事業のパンフレットをただ全戸配布するだけでは、メリットがわかりにくく効果が出ないと思います。わかりやすくするために、機構集積協力金を簡単に計算できるものがあると思いますし、わかりやすい説明書を作成していただきたいと思いますし、それを配布していかないとうまくいかないと思います。

**【支部長】**

私は大山地区で3反（3,000㎡）耕作していますが、あと数年したら耕作できなくなると思っています。この地区は圃場整備により1区画3反の水田が基本となっていますが、現在は耕作放棄地や住宅地への転用により農地は虫食い状態となっていて、耕作しづらい状態です。その中で、JAに委託して耕作している農地がありますが、JA委託と農地中間管理事業の違いは何ですか。

**【事務局】**

農地中間管理事業では農業振興地域内の農地が対象となり、県の公的機関がJAや市の窓口を通して担い手に貸し付けるものです。この場合は5年以上貸し付けるという制約がありますが、JA委託の場合は期間に定めがないので自由に期間を設定できます。なお、農地中間管理事業の場合、10年以上貸し付けて要件を満たした場合に協力金がもらえる場合があります。

**【支部長】**

今農地を持っていると、固定資産税や用水利用料を負担する必要があり、農地をJAに委託した場合は、固定資産税や用水利用料は地主負担となっていますが、農地中間管理事業の場合はどうなりますか。

**【事務局】**

農地中間管理機構に農地を預けた場合も同じですが、賃貸借でやりたい場合については、そのような要望をすることもできます。ただし、農地の受け手は、現状経常賦課金まで払ってまで受けることはできないということが多い実情があるので、現状と同じように無償で担い手に貸し付けると思います。他の地区では果樹園を農地中間管理事業で活用したときに地代をもらっているところもあると聞いています。小牧市ではおそらく地代を付けて貸し付けではなく、無償で貸付となると思います。

**【支部長】**

貸し付ける農地の面積に制限はありますか。

**【事務局】**

農地の大きさに制限はありませんが、農地の入口が狭くて機械が入れないところは受けられないといった制約は出てきます。

**【認定農業者】**

農地を借りる場合に、農地法3条の手続きは必要ですか。

**【事務局】**

利用権設定や農地中間管理事業を活用して農地を借りる場合は農地法3条の手続きは不要です。

**【認定農業者】**

当事者間同士のやり取りの場合は必要ですか。

**【事務局】**

当事者間同士で農地の売買や貸借を行う場合、地主さん同士で行う場合は必要です。

**【支部長】**

農地中間管理機構に農地を売却することはできるのですか。

**【事務局】**

農地中間管理事業は農地の貸し借りをを行う制度ですので、農地を売却することはできません。

**【多面的機能活動団体】**

現在かなり休耕田がありますが、どこにどれくらいあるのか市の方で把握していますか。耕作しにくい水田はどうするのか、耕作しにくい水田も圃場整備した土地は市又はJAで管理するのか、ただやるというだけではできないと思います。

私たちは団体として毎月休耕田を見て周っており、地主が誰かを確認し、隣の水田を耕作している人をお願いしています。JAさんは、JAが管理を受けたところをしっかりとやっているか把握していますか。ただ説明をするだけではなく、まず現地に足を運んで見て回ることが大切です。説明していただいたことが本当にできるかどうか私は心配しています。そのためぜひ整理していただいて、その結果、農地中間管理事業に乗せるのであればありがたいと思いますし、そうすれば私たちは景観形成といったほかのものに目を向けられると思います。いま結構休耕田になりそうなところがありますので、市とJAは問題を解決できるようにと思います。

先ほど1区画3反の水田があるとお話がありましたが、それが3つや4つに区切られている水田もあります。そのようなところをすべてやってもらえるのならいいのですか、耕作する人は難しいのではないかと思いますので、そのルールを作っていただければと思います。

人と農地の問題はなかなか難しいと思いますが、1番の問題は農業で生活ができるかどうかだと思います。そのため、米や果物を高く売れるようにすることが必要だと思います。

最後に、今日本では2025年問題というものがあり、この年に団塊の世代

が75歳以上となる年で、働く世代の人が約7,000万人に対し、高齢者は3,500万人になり、10人に1人が認知症になると推計されています。そのため、どういう風に農業を経営したらいいのか考える必要があると思います。地域の農業を維持することができるかどうか。なかなか良い考えが浮かばないですが、良い指針を出していただければと思います。

#### 【事務局】

他に質問等はよろしいでしょうか。

それでは（他に）質問（意見）もないようですので以上をもちまして人・農地プラン説明会を終了させていただきます。皆様からいただいたご意見をもとにプランの修正を行い、検討会を経て決定いたします。それでは本日はお忙しいところお越しいただき誠にありがとうございました。

なお、愛知県内では現在交通事故が多発しておりますので、お帰りの際は交通事故等に気をつけてお帰りください。